

郡中学校いじめ防止基本方針

H26.2.19 策定 R4.6.30 改正

■いじめについての法的解釈 【いじめ防止対策推進法第2条】

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

■いじめ防止基本方針の策定について

本校では、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである。」という基本認識にたち、全校生徒が「いじめのない明るく生き生きとした学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定する。

【校 訓】

自主・自律・**連帯**・**創造**

【学校教育目標】

自ら行動、達成して感動

【合い言葉】

郡中ビレッジ(美・礼・時)
チーム郡 思いを力に!

【目指す生徒像】

(自主) 自ら考え主体的に行動できる生徒

(自律) けじめがあり、自らを省みる生徒

(連帯) 自他の生命を尊重し、協働できる生徒

(創造) 知性を身につけ、自らを磨くことで、
新たな感動を創り出す生徒

【PTA との連携】

いじめ問題等について協議し、共有を図る機会をつくる

【いじめ防止対策委員会】

校長、副校長、教頭、主幹教諭、教務主任、
学年主任、生徒指導主事、養護教諭、
特別支援コーディネーター

【関係機関】

SC、SSW、校医、
学校評議員、
民生委員など

【いじめの防止について】

□教職員

- ・事例研修会を実施するなどして、教職員の指導力の向上に努める。
- ・道徳教育の充実を図る。
- ・教育相談体制を整備する。
- ・基本方針の周知・評価を行う。

□生徒

- ・人権意識と生命尊重の態度を育み、身に付けさせる。
- ・自己肯定感を育み、身に付けさせる。
- ・自己指導能力を育み、身に付けさせる。

□保護者

- ・**インターネットや SNS を含め**、言葉や行動によって人を傷つけることの重大さを日頃から伝える。
- ・地域の様々な体験を通して、集団の一員としての力を身に付けさせる。
- ・自他の持ち物を大切に扱うことができるように育てる。

【早期発見】

□教職員

- ・観察や情報交換を日々行う。
- ・定期的なアンケート調査や個人面談等を**継続的に実施する**。
- ・スクールカウンセラー等による相談窓口を周知する。

□生徒

- ・誰かに相談する勇気を持てるように指導・支援する。
- ・いじめを絶対に**許さないという態度**を育み、身に付けさせる。
- ・困っていることや不安なことは、小さなことでも大人に相談・知らせるよう指導する。

□保護者

- ・子どもとの会話を多くする。
- ・服装や持ち物に気を配る。
- ・親子で何でも相談できるような雰囲気や普段からつくる。

いじめを絶対に許さないという態度を持ち続けさせる。

【いじめに対する措置】

□教職員

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- ・いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保し、いじめた側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・正確な事実確認。
- ・「いじめ防止対策委員会」へ報告し、情報を共有する。

□生徒

- ・「観衆」や「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるように指導・支援する。
- ・「傍観者」の立場にいる生徒もいじめているのと同様であると認識させる。

□保護者

- ・家庭での様子を学校に知らせ、学校と連携して問題解決を図る。
- ・学校や家庭にはなかなか話すことができない状況であれば、SSWや心理・福祉等の外部専門家の活用を検討する。